

愛川町行政改革大綱 第7次改訂版

令和2年3月
愛川町

目 次

I	基本的な考え方	1
1	「行政改革大綱第7次改訂版」策定の背景と目的	1
(1)	策定の背景	1
(2)	策定の目的	1
2	計画期間	1
3	策定のポイント	2
(1)	重点取組項目を柱とした施策の推進	2
(2)	行政評価制度を活用した適時適切な取り組み	2
(3)	「取り組みの方向性」の設定	2
II	重点取組項目	2
1	協働のまちづくりの推進	2
	「1 協働のまちづくりの推進」における取り組みの方向性	3
2	効果的で能率的な行財政運営の推進	3
	「2 効果的で能率的な行財政運営の推進」における取り組みの方向性	3
3	公共施設等総合管理計画の推進及び適切な管理運営	4
	「3 公共施設等総合管理計画の推進及び適切な管理運営」における取り組みの方向性	4
III	推進体制と進行状況の公表	4
1	推進体制	4
(1)	行政改革推進本部	4
(2)	行政改革推進委員会	5
(3)	行政評価制度の活用	5
2	進行状況の公表	5
	≪資料1≫行政改革大綱第7次改訂版の策定体制	6
	≪資料2≫用語説明	7

I 基本的な考え方

1 「行政改革大綱第7次改訂版」策定の背景と目的

(1) 策定の背景

本町では、平成8年度に「愛川町行政改革大綱」を策定し、以後、6回の改訂を経て、行政改革を推進してまいりました。これまで、歳出削減のみならず、新たな歳入の確保（財源確保）や、行政評価をはじめとした制度の創設、サービスの向上、協働の推進などの項目にも取り組み、多くの成果を挙げてきたところです。

しかしながら、本町はもとより、全国的に進行している少子高齢社会・人口減少社会の到来に伴い、生産年齢人口の減少により今後税収の大幅な増加を見込むことが難しい状況となっている一方で、福祉・介護などの扶助的経費や医療費については増加傾向が続いています。

また、庁舎・学校などの公共施設や、道路・上下水道といったインフラは、経年による老朽化が進み、維持管理費用の抑制や施設保有総量の縮減など、長期的な視点に立った財政負担の軽減や平準化、さらには公共施設の最適な配置が課題となっており、これらを踏まえると、今後、本町でもさらなる財源の縮小と経費の膨張が予測されます。

さらに、「地方分権改革推進法」^{*1}に基づき、事務・権限の移譲や地方公共団体への義務付け・枠付けの緩和が進む中で、自主性、自立性を発揮した行政経営への要求の高まりや事務量の増大が、ますます顕著になっています。

(2) 策定の目的

上記のような背景の中にあっては、職員一人ひとりが、これまでの改革の理念と視点を引き継ぎながら、常に改善し続ける意識を維持し、限りある財源、資源、人材を最大限に有効活用していくことが重要です。

こうしたことから、本町では、多様化・高度化する住民ニーズや時代に即した質の高い行政サービスの実現と、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という、地方自治法の規定に則った行政改革の推進を図るため、ここに「愛川町行政改革大綱第7次改訂版」を策定しました。

2 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までとします。ただし、計画期間の終了時点において、見直しの上、計画期間を延長することができるものとします。

3 策定のポイント

(1) 重点取組項目を柱とした施策の推進

これまでの行政改革大綱は、3年または5年先など、計画期間における目標や具体的な取り組み項目を定めてきましたが、近年の社会変化は極めて大きく、そのスピードも非常に早いため、将来を見通すことが難しい状況となっています。

こうしたことから、第7次改訂版では、これまで実施してきた改革を継続しながらも、時代の変化に的確に対応できるよう、3つの重点取組項目を柱に、行政改革を機動的かつ着実に進めることで、限られた資源を有効に活用した、簡素で効率的な行政経営を実現し、町の各種施策を効果的に推進してまいります。

(2) 行政評価制度を活用した適時適切な取り組み

行政評価制度^{*2}を活用し、より適時適切に、課題の抽出、改善策の検討及び実施に取り組むこととし、スピード感のある行政改革を目指します。

(3) 「取り組みの方向性」の設定

重点取組項目を実現するための方策を「取り組みの方向性」として定めることで、町職員が共通認識を持ち、将来にわたって行政改革を継続的に推進することはもとより、住民と町との情報の共有化を図り、行政経営の透明性を確保します。

II 重点取組項目

1 協働のまちづくりの推進

少子高齢社会・人口減少社会の到来により、税収の大幅な増加が見込めない中であっても、多様化する個々の住民ニーズに応じた、きめ細かいサービスの提供が求められています。

本町では、平成16年に制定した「愛川町自治基本条例」の基本理念である「住民参加」を反映し、町民公益活動^{*3}が活発に展開されており、住民の協働への意識が定着化しています。

愛川町第5次総合計画に掲げる将来都市像「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」の実現に向け、こうした住民の意欲や熱意をまちづくりに生かし、住民と協働することで、地域の実情に沿った、きめ細かいサービスの提供に効果を挙げることが期待されます。

引き続き、これまで培った協働の実績を生かし、自治会や町民公益活動団体

などとの連携を深めるとともに、多様な担い手の参加を促進し、さらなる協働によるまちづくりを推進してまいります。

「1 協働のまちづくりの推進」における取り組みの方向性
○ 提案型協働事業 ^{※4} の推進
○ 町民公益活動団体の支援・育成
○ 協働についての住民周知及び職員研修の充実
○ 多文化共生 ^{※5} の推進
など

2 効果的で能率的な行財政運営の推進

事務事業については、これまでも社会経済情勢の変化や住民ニーズに適切に対応すべく、事務事業評価や特定分野評価^{※6}などを通じて、効率性や有効性などについて点検し、随時見直しを行ってきたところです。

今後とも、経費の節減と事務量の増大への対応を両立させつつ、住民生活を支える効果的な行政運営を進めます。

また、健全財政を維持するため、財源の確保を図るとともに、常に費用対効果やコスト意識といった経営感覚を持ち、能率的な行政運営に努めます。そして、「選択と集中」、「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底、広域的連携の推進や外部委託をはじめとした民間活力の活用を図ります。さらに、「Society5.0」^{※7}の実現に向けて、行政機関においても第4次産業革命に対応し、行政の生産性を高めることが求められていることから、AI^{※8}やICT^{※9}の進展を視野に入れ、住民の視点に立った、効果的で能率的な行政が実現できるよう取り組んでまいります。

こうした行財政運営を推進していくためには、職員の更なるスキルアップや意識改革が重要であることから、様々な能力や経験、専門知識・技術を持った多様な人材の育成・確保に取り組んでまいります。

「2 効果的で能率的な行財政運営の推進」における取り組みの方向性
○ 経常的事務経費の削減
○ 受益者負担の適正化
○ 人材育成の推進
○ 多様な人材の確保
○ 報酬・給与の適正化

- ICTを活用した事務改善
- 事務事業の外部委託化の推進
- など

3 公共施設等総合管理計画の推進及び適切な管理運営

昭和40年代以降、人口増加と急激な都市化の進展に合わせ、急ピッチで整備してきた公共施設等については、経年による老朽化が進み、耐震化の推進など、災害に対する安全性の確保も喫緊の課題となっている中で、施設の維持管理や改修、更新などに大きな財政負担が生じることが見込まれます。

このため、平成29年2月に策定した「愛川町公共施設等総合管理計画」に基づき、長期的な視点に立った財政負担の軽減・平準化や、持続可能な行財政運営と公共施設等の最適な配置の実現に向けて取り組んでまいります。

また現在、町の公共施設の管理運営は、主に直営で行っていますが、多様化する利用者ニーズへの対応や質の高いサービスの提供、維持管理経費を長期的に抑制するための計画的なストックマネジメント^{※10}のために、指定管理者制度^{※11}の導入や民間事業者の持つノウハウの活用についても、積極的に検討を進めます。

- 「3 公共施設等総合管理計画の推進及び適切な管理運営」における取り組みの方向性
- 施設総量の削減
 - 指定管理者制度など民間活力の導入
 - 計画的・予防的な維持補修によるトータルコストの縮減
 - など

Ⅲ 推進体制と進行状況の公表

1 推進体制

(1) 行政改革推進本部

行政改革の推進にあたっては、町長を本部長とし、特別職及び各部長などで構成する「行政改革推進本部」が、行政改革大綱の策定や行政改革項目の実施決定などの主体的な役割を担い、全庁各課は、第7次改訂版で定める「取り組みの方向性」などに基づき、過去の取り組みの自己検証や改革事項の抽出・検討を行います。さらには、多種多様で突発的な行政課題にも対応し、

機動的な改善に取り組みます。

(2) 行政改革推進委員会

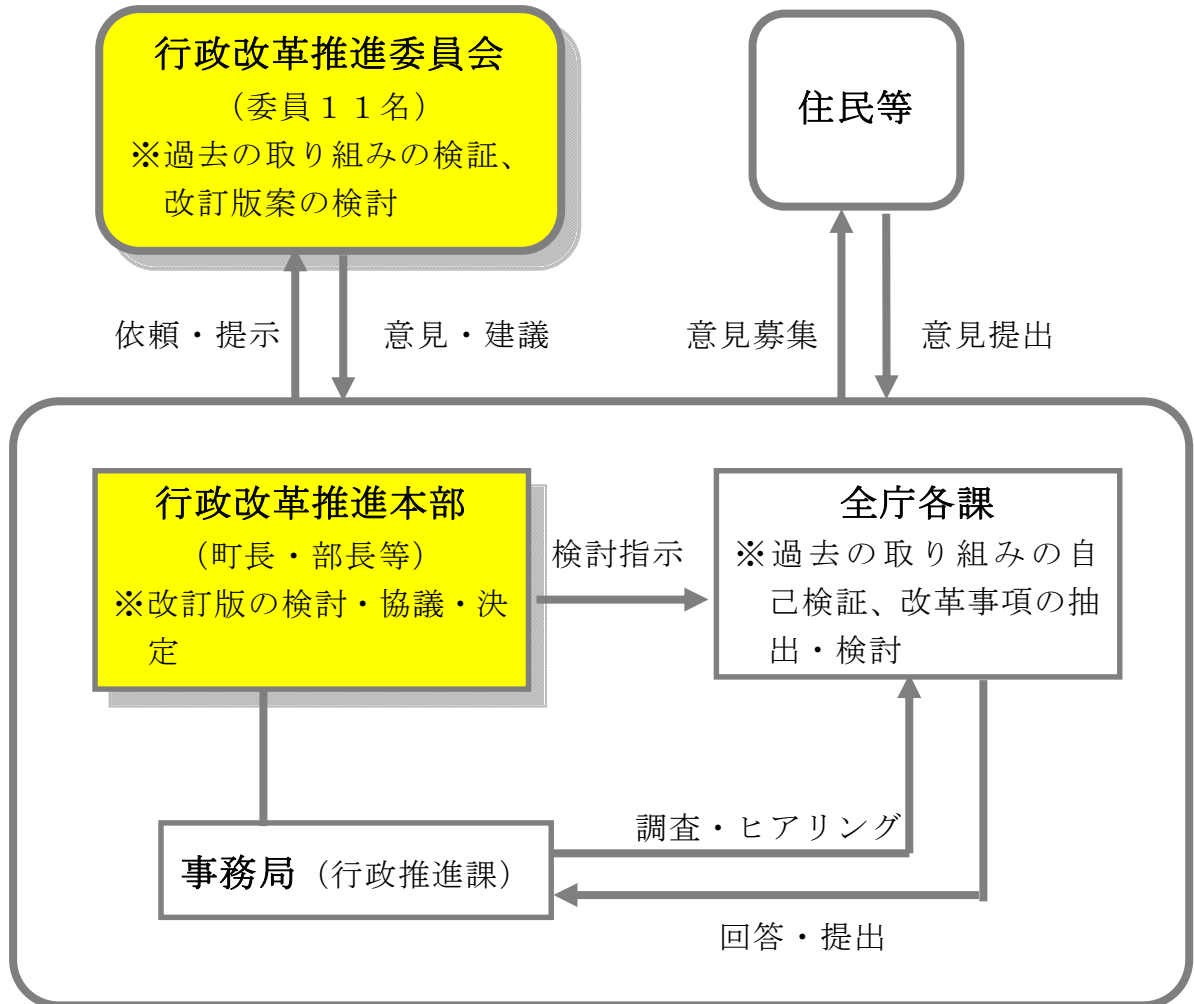
学識経験者や公募住民、関係団体の代表者などの外部委員により組織する「行政改革推進委員会」は、監視機関として、町に対して行政改革の推進状況に関する意見や提言を述べます。

(3) 行政評価制度の活用

行政評価制度（事務事業評価・特定分野評価）を活用し、町の各種の取り組みについて、効率性や有効性などを点検し、必要な見直しを行います。事務事業評価や特定分野評価の実施にあたっては、「行政改革推進委員会」による外部評価を行い、評価の妥当性の向上と透明性の確保を図ります。

2 進行状況の公表

「愛川町自治基本条例」に規定する情報共有の原則に則り、住民と町による自治運営に関する情報の共有を図るため、行政改革の取り組み状況及び行政評価の結果については、町ホームページなどを通じて公表します。



※1 地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）

地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、地方分権推進法（平成7年7月に施行）で行われた地方分権をさらに進めるための法律。

※2 行政評価制度

施策や事業の目的や成果、コストなどに着目して、事業の有効性や効率性について定期的かつ継続的に検証し、課題を明確にするとともに、今後の方向性について検討を行い、その評価結果を予算等に反映させるなど、行政運営の改善につなげていくための行財政改革の一つの手法。愛川町自治基本条例第10条により、町は行政評価の実施を義務付けられている。

※3 町民公益活動

いわゆる行政区・自治会やNPO、ボランティアなどの活動を指す。自治基本条例第25条では、「町民等の自主的かつ自立的に行われる、非営利で、公共の利益に寄与する活動」と定義している。

※4 提案型協働事業

地域の課題解決やより良いサービスの提供につながる事業を、住民団体と町とのコラボレーション（協働）で行う制度。住民団体から提案する「住民提案型」と、町が事業概要等を示し、これを基に住民活動団体が具体的な事業内容を提案する「行政提案型」がある。

※5 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていくこと。

※6 事務事業評価・特定分野評価

行政評価のうち、個々の事務事業の成果・活動状況の把握を行い、改革・改善すべき課題を抽出し、改善するために実施するものを事務事業評価という。町では、予算の子事業の単位で実施するものを事務事業評価、補助金、イベント、扶助費等、子事業の単位よりも細かい単位で評価するものを、特定分野評価としている。

※7 Society（ソサエティ）5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

※8 AI

人工知能（Artificial Intelligence）。一般に、言語の理解、推論、問題解決、学習など、人間に近い働きを、人間に代わって行うコンピュータープログラムや情報処理・情報技術。

※9 ICT

情報通信技術（Information and Communication Technology）。コンピューターやデータ通信など、情報に関する技術。

※10 スtockマネジメント

限られた予算の中で、社会資本の整備や長寿命化、安全性や機能の維持を図りながら、長期的な管理費用を低減させていくための手法。

※11 指定管理者制度

地方自治法の「公の施設」と言われる、主に住民が利用するための施設について、議会の議決を経て指定される民間事業者やNPOなど（＝「指定管理者」）に管理運営を委任する制度。



愛川町